

新宿区内全域の商店街にて実施中!

配布期間 6月1日(火)～6月15日(火)

使用期間 6月1日(火)～6月30日(水)

期間中、ポスターの貼ってある各参加店でお買物やサービスのご利用  
500円ごとに抽選券1枚(一回10枚まで)を差し上げます。  
スクラッチを削って、当たり金額がでたら、同額の商品券として使用できます。  
各参加店とも、スクラッチの配布枚数に限りがあります。

その場で当たる!  
その場で使える! スクラッチ!!

総額 3,000万円!!

当たり金額 300円 20,000\*

当たり金額 100円 240,000\*

やった!

当たった!

わーい!

新宿区・新宿区商店会連合会

区と新宿区商店会連合会では、地域の消費拡大と商店街活性化のため、総額3千万円の景品が当たるキャンペーン・セールを実施します。

【実施店舗】区内約4千店。参加店には新宿応援セールのポスター（上図）がはつてあります。

【抽選券の配布】商品の購入やサービスの利用500円ごとに、スクラッチくじ方式の抽選券を1枚配布

（1回に付き10枚まで）。配布は抽選券がなくなり次第終了します。

【景品】スクラッチくじを削って300円または100円の当たり金額が出たら、同額の商品券として参加店で利用できます。当たりは、300円が2万本、100円が24万本です。

【抽選券配布期間】6月1日(火)～15日(火)

【商品券使用期間】6月1日(火)～30日(水)

# 6月1日～30日 新宿応援セールを実施します

総額3千万円が当たる

【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎（3344）0701、新宿区商店会連合会事務局 ☎（3344）3130へ。

## 区長と話そう しんじゅくトーク にご参加を

新宿をより住みよいまちにするために、中山区長が地域の皆さんと直接意見を交換しています。どなたでも自由に参加できます。当日直接、会場においでください。

【日時・会場・テーマ】下表のとおり。時間はいずれも午後7時～9時

【定員】各回50名程度（会場の都合により、定員を超えた場合は入場できない場合があります）

【問合せ】広聴担当課広聴係（本庁舎3階） ☎（5273）4065へ。

※全会場で託児があります。希望する方は、事前に広聴担当課広聴係へお申し込みください。5月31日(月)・7月30日(金)は手話通訳を予定しています。

| 日程       | 会場                     | テーマ                     |
|----------|------------------------|-------------------------|
| 5月25日(火) | 落合第一地域センター（下落合4―6―7）   | 地球温暖化対策～家庭や地域でできること～    |
| 5月31日(月) | 戸塚地域センター（高田馬場2―18―1）   | 子どもの育ちを応援するふれあいのまちづくり   |
| 6月2日(水)  | 榎町地域センター（早稲田町85）       | 地域コミュニティを育むネットワークづくり    |
| 7月14日(水) | 若松地域センター（若松町12―6）      | 地球温暖化対策                 |
| 7月16日(金) | 牛込簗笥地域センター（簗笥町15）      | 地域緑化と食育～生態系を感じる持続可能な循環～ |
| 7月21日(水) | 落合第二地域センター（中落合4―17―13） | 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり      |
| 7月23日(金) | 大久保地域センター（大久保2―12―7）   | 災害に強いまちづくり              |
| 7月27日(火) | 四谷地域センター（内藤町87）        | 災害に強いまちづくり              |
| 7月30日(金) | 柏木地域センター（北新宿2―3―7）     | 歴史・文化を身近に感じるまちづくり       |

※日程は変更する場合があります。

表1 利用者負担段階

| 利用者負担段階 | 所得区分                      |
|---------|---------------------------|
| 第1段階    | 生活保護を受けている方等              |
|         | 老齢福祉年金を受給している方            |
| 第2段階    | 合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の方  |
| 第3段階    | 合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方 |

※「世帯全員の住民税非課税」は、7月から平成21年中の所得で判定します。一度非承認

【介護保険の特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とシヨートステイ利用時の居住費（滞在費）・食費の負担額を軽減

世帯全員が住民税非課税の場合、介護サービスを受ける方の所得に応じて、利用者負担段階（左表1）により軽減します（下表2）。現在軽減を受けている方の認定期間は6月30日(水)までです。更新申請書を5月中旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

表2 軽減前の基準費用額と軽減後の負担限度額（1日当たり）

| 区分       |          | ①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設                                                                                     | ②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設 | ③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設 |
|----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 居住費（滞在費） | ユニット型個室  | 【軽減前】1,970円<br>【軽減後】第1・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,640円                                                          |                      |                       |
|          | ユニット型準個室 | 【軽減前】1,640円<br>【軽減後】第1・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円                                                          |                      |                       |
|          | 従来型個室    | 【軽減前】①は1,150円、②③は1,640円<br>【軽減後】第1段階の方…①は320円・②③は490円<br>第2段階の方…①は420円・②③は490円<br>第3段階の方…①は820円・②③は1,310円 |                      |                       |
|          | 多床室（相部屋） | 【軽減前】320円<br>【軽減後】第1段階の方…負担なし、第2・第3段階の方…軽減なし                                                              |                      |                       |
| 食費       |          | 【軽減前】1,380円<br>【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円<br>第3段階の方…650円                                                |                      |                       |

【申請・問合せ】介護保険課給付係（本庁舎2階） ☎（5273）4176へ。

となった方でも、前年所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、軽減の対象になります。

## 介護保険サービス利用料の負担額軽減

### 介護保険サービス利用料の支払いが困難な方へ

世帯全員が住民税非課税で、介護保険サービス利用料（介護費用の1割）の支払いが困難な方の自己負担額を軽減しています。この軽減は、社会福祉法人等および「東京都に軽減措置事業を行うことを届けた事業者が提供するサービス」を利用した場合にのみ受けられます。

現在軽減を受けている方の認定の有効期限は6月30日(水)です。更新申請書を5月下旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに軽減を受ける方は、介護保険課給付係へ申請してください。

◎対象：次のすべてに該当する方（生活保護を受けている方、被保険者証に給付減額等の記載のある方を除く）

▼利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、▼世帯の年間収入が基準収入額（※1）以下、▼世帯の

預貯金等が基準貯蓄額（※2）以下、▼世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▼負担能力のある親族等に扶養されている、▼申請時に介護保険料を滞納していない

※1基準収入額：世帯員1人の場合150万円。以降1人増えるごとに50万円を加算。収入には仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む。

※2基準貯蓄額：世帯員1人の場合350万円。以降1人増えるごとに100万円を加算。預貯金等には有価証券・債権等を含む。

◎対象のサービス：①訪問介護、②介護予防訪問介護、③夜間対応型訪問介護、④通所介護、⑤介護予防通所介護、⑥認知症対応型通所介護、⑦介護予防認知症対応型通所介護、⑧小規模多機能型居宅介護、⑨介護予防小規模多機能型居宅介護、⑩訪問看護、⑪介護予防

訪問看護、⑫訪問入浴、⑬介護予防訪問入浴、⑭短期入所生活介護、⑮介護予防短期入所生活介護、⑯短期入所療養介護、⑰介護予防短期入所療養介護、⑱訪問リハビリ、⑲介護予防訪問リハビリ、⑳通所リハビリ、㉑介護予防通所リハビリ、㉒介護福祉施設（特別養護老人ホーム）サービス、㉓地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※社会福祉法人等のサービスは上記の①～⑨⑭⑮⑯㉑が対象です。

◎軽減の対象となる費用・減額割合：サービス（①～㉓）は自己負担額の28%、居住費（滞在費）・食費は自己負担額の25%（利用者負担第1段階の方（上表1参照）はそれぞれ53%、50%）になります

【申請・問合せ】介護保険課給付係（本庁舎2階） ☎（5273）4176へ。

## 介護保険通所サービス利用時の食費の助成

### 世帯全員が住民税非課税の方へ

現在助成を受けている方の認定期間は6月30日(水)までです。更新申請書を5月下旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請してください。

【対象】世帯全員が住民税非課税の方

※「世帯全員の住民税非課税」は、7月から平成21年中の所得で判定します。一度非承認となった方でも、前年所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、助成の対象になります。

【内容】介護保険の通所サービス（通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護の通所サービス）利用時の食費を、1食につき200円助成

【対象となる事業所】区にこの助成制度の実施を届け出た区内の事業所。詳しくは、お問い合わせください。

【申請・問合せ】介護保険課給付係（本庁舎2階） ☎（5273）4176へ。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。